

○ 水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）

改正案

現行

<p>（認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の認定の申請）</p> <p>第二十四条の六の二 法第二百二十一条の五の六の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出してしなければならない。</p> <p>一 名称</p> <p>二 事務所の所在地</p> <p>三 役員の氏名</p> <p>四 法第二百二十一条の五の六第二号に規定する協会の氏名又は名称</p> <p>2 前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>（特定信用事業電子決済等代行業者等について銀行法を準用する場合の読替え）</p> <p>第二十四条の六の三 法第二百二十一条の五の九第一項の規定により銀行法第五十二条の六十一の五第一項第一号ホ及び第五十二条の六十一の二十五第二項の規定を準用する場合には、同号ホ中「農業協同組合法、水産業協同組合法」とあるのは「農業協同組合法」と、「労働金庫法」とあるのは「労働金庫法、銀行法（昭和五十六</p>	<p>（新設）</p>
---	-------------

年法律第五十九号)」と、同項中「認定業務」とあるのは「認定業務（水産業協同組合法第二百一条の五の六に規定する認定業務をいう。第五十二条の六十一の二十八第一項及び第五十二条の六十一の二十九において同じ。）」と読み替えるものとする。

（特定信用事業電子決済等代行業者の登録の基準となる法律の範囲）

第二十四条の六の四 法第二百一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の五第一項第一号ホの政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 中小企業等協同組合法
- 二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）

（認定特定信用事業電子決済等代行業者協会に係る名称の使用制限の適用除外）

第二十四条の六の五 法第二百一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項の政令で定めるものは、次に掲げる認定のいずれかを受けた者とする。

- 一 農業協同組合法第九十二条の五の六の規定による認定
- 二 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の七の規定による認定
- 三 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の十の規定による認定

（新設）

（新設）

-
- 四| 銀行法第五十二条の六十一の十九の規定による認定
- 五| 農林中央金庫法第九十五条の五の七の規定による認定
- 六| 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の二十一の規定による認定
- 2| 法第二百一十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の政令で定めるものは、次に掲げる者のいずれかの社員である者とする。
- 一| 農業協同組合法第九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行業者協会
- 二| 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の八に規定する認定信用協同組合電子決済等代行業者協会
- 三| 労働金庫法第八十九条の十一に規定する認定労働金庫電子決済等代行業者協会
- 四| 銀行法第二十九条第十九項に規定する認定電子決済等代行業者協会
- 五| 農林中央金庫法第九十五条の五の八に規定する認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会
- 六| 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二第三項に規定する認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会
- （認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の役員等がその職務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止の適用除外）
- 第二十四条の六の六 法第二百一十一条の五の九第一項において準用す
-

（新設）

る銀行法第五十二条の六十一の二十五第二項の政令で定める業務は、法第二百一条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行業者協会が次の表の上欄に掲げる認定のいずれかを受けた一般社団法人であつて、当該認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の役員等（法第二百一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十五第一項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。）が当該一般社団法人の同表の下欄に掲げる業務に従事する役員等である場合における当該業務とする。

認定	業務
農業協同組合法第九十二条の五の六の認定	同法第九十二条の五の七に規定する業務
協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七の認定	同法第六条の五の八に規定する業務
労働金庫法第八十九条の十の認定	同法第八十九条の十一に規定する業務
銀行法第五十二条の六十一の十九の認定	同法第五十二条の六十一の二十に規定する業務

農林中央金庫法第九十五条の五の七の認定	同法第九十五条の五の八に規定する業務
株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二十一の認定	同法第六十条の二十二に規定する業務

(外国法人等である特定信用事業電子決済等代行業者に対して法の規定を適用する場合の読替え)

第二十四条の六の七 外国法人又は外国に住所を有する個人である特定信用事業電子決済等代行業者(法第二百一十一条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいい、法第二百一十一条の五の八第六項の規定により特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者(同条第一項に規定する電子決済等代行業者をいう。)を含む。第二十八条の三において同じ。)に対して法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法第二百一十一条の五の九第一項において準用する銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える法第二百一十一条の五の九第一項において準用する	読み替えられる字句	読み替える字句
------------------------------	-----------	---------

(新設)

銀行法の規定	第五十二条の六十一 の三第一項第一号	第五十二条の六十一 の三第一項第三号	第五十二条の六十一 の三第二項第二号
	氏名	所在地	含む。）
氏名及び外国に住 所を有する個人に あつては、日本に おける代理人の商 号、名称又は氏名	所在地並びに主た る営業所又は事務 所の名称及び所在 地（外国に主たる 営業所又は事務所 を有する場合に限 る。）	含む。）並びに国 内における主たる 営業所又は事務所 の登記事項証明書 （国内に営業所又 は事務所を有する 場合に限る。）	

<p>第五十二条の六十一 の七第一項第五号</p>	<p>第五十二条の六十一 の七第一項第四号</p>	<p>第五十二条の六十一 の七第一項第三号</p>
<p>とき</p>	<p>破産管財人</p>	<p>役員 決定により解散した とき</p>
<p>とき（国内における営業所又は事務所の清算を開始したときを含む。）</p>	<p>破産管財人（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。）</p>	<p>役員（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。） 決定（外国の法令上これに相当するものを含む。次号において同じ。） を受けたとき</p>

<p>第五十二条の六十一 の八第一項第四号</p>	<p>事務所</p>	<p>事務所の連絡先及び国内に当該営業所又は事務所を有しない場合にあっては、日本における代表者又は代理人</p>
<p>第五十二条の六十一 の十七第二項</p>	<p>営業所 所在（法人である場合にあっては、その法人を代表する役員の所在）</p>	<p>国内における営業所 日本における代表者若しくは代理人の所在</p>

（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外）

第二十四条の九 法第百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七及び法第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

（名称の使用制限の適用除外）

第二十四条の九 法第百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七及び法第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一〇四 (略)

五 信用金庫法第八十五条の十二第一項の規定による指定

六 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定

七 労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定

八〇十三 (略)

(権限の委任)

第二十八条 法第二百二十七条第十三項の規定により金融庁長官に委任された権限(以下「長官権限」という。)のうち次に掲げるものは、組合等の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

一〇三 (略)

第二十八条の二 長官権限のうち次に掲げるものは、申請者(準用銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。)又は特定信用事業代理業者(法第二百二十一条の三第二項の規定により特定信用事業代理業者とみなされる銀行等(同条第一項に規定する銀行等を含む。))を含む。以下この条において同じ。)の主たる営業所又は事務所(以下この条において「主たる営業所等」という。)の

一〇四 (略)

五 信用金庫法第八十五条の四第一項の規定による指定

六 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第十六条の八第一項の規定による指定

七 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第八十九条の五第一項の規定による指定

八〇十三 (略)

(権限の委任)

第二十八条 法第二百二十七条第十三項の規定により金融庁長官に委任された権限(次条第一項及び第四項において「長官権限」という。)のうち次に掲げるものは、組合等の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

一〇三 (略)

第二十八条の二 長官権限のうち次に掲げるものは、申請者(準用銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。)又は特定信用事業代理業者(法第二百二十一条の三第二項の規定により特定信用事業代理業者とみなされた銀行等(同条第一項に規定する銀行等を含む。))を含む。以下この条において同じ。)の主たる営業所又は事務所(以下この条において「主たる営業所等」という。)の

所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

一〇十（略）

2 前項第七号及び第八号に掲げる権限で特定信用事業代理業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行使することができる。

3〇5（略）

第二十八条の三 長官権限のうち次に掲げるものは、登録申請者（法第二百一十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項に規定する登録申請者をいう。）又は特定信用事業電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該登録申請者又は特定信用事業電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合

所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇十（略）

2 前項第七号及び第八号に掲げる権限で特定信用事業代理業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3〇5（略）

（新設）

にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

一 法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十条の六十一の三第一項の規定による登録申請書の受理

二 法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十条の六十一の四第一項及び第五十二条の六十一の六第二項の規定による登録

三 法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十条の六十一の四第二項及び第五十二条の六十一の五第二項の規定による通知

四 法第百二十一条の五の八第三項の規定及び法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の四第三項の規定による公衆への縦覧

五 法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十条の六十一の五第一項の規定による登録の拒否

六 法第百二十一条の五の八第二項の規定並びに法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項、第五十二条の六十一の七第一項並びに第五十三条第五項の規定による届出の受理並びに法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十三の規定による報告書の受理

七 法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十条の六十一の十四第一項及び第二項の規定による報告及び資料

の提出の命令

八 法第二百一十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十五第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査

九 法第二百一十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十六の規定による命令

十 法第二百一十一条の五の八第四項の規定並びに法第二百一十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項の規定による処分

十一 法第二百一十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十八の規定による登録の抹消

2| 前項第七号及び第八号に掲げる権限で特定信用事業電子決済等代行業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行使することができる。

3| 前項の規定により、特定信用事業電子決済等代行業者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該特定信用事業電子決済等代行業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対

して検査等の必要を認めるときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4 前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5 金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。